

## 2. 実務上の観点から要請された項目

<p>第24 行政サービス実施コスト</p> <p>次に掲げるコストは、行政サービス実施コストに属するものとする。</p> <p>(省略)</p> <p>(2)「第86 特定の償却資産に係る減価の会計処理」を行うこととされた償却資産の減価償却相当額</p> <p><u>(新設) (3) 「第87 賞与引当金に係る会計処理」により、引当金を計上しないこととされた場合の賞与見積額</u></p> <p><del>(3)</del> (4) 「第<del>87</del>88 退職給付に係る会計処理」により、引当金を計上しないこととされた場合の退職給付の増加見積額</p> <p><del>(4)</del> (5) . . . .</p> <p><del>(5)</del> (6) . . . .</p>	<p>第24 国立大学法人等業務実施コスト</p> <p>次に掲げるコストは、国立大学法人等業務実施コストに属するものとする。</p> <p>(省略)</p> <p>(2)「第83 特定の償却資産の減価に係る会計処理」を行うこととされた償却資産の減価償却相当額</p> <p><u>(新設) (3) 「第84 賞与引当金に係る会計処理」により、引当金を計上しないこととされた場合の賞与増加見積額</u></p> <p><del>(3)</del> (4) 「第<del>84</del>85 退職給付に係る会計処理」により、引当金を計上しないこととされた場合の退職給付の増加見積額</p> <p><del>(4)</del> (5) . . . .</p> <p><del>(5)</del> (6) . . . .</p>	<p>独法基準の改訂内容を踏まえ、<u>語句訂正の上</u>、同様の修正を行う。</p>
<p>第31 有形固定資産の評価</p> <p>1 有形固定資産については、その取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額（固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準「第9 貸借対照表における表示」<u>条1</u>に規定する減損損失累計額をいう。以下同じ。）を控除した価額をもって貸借対照表価額とする。</p>	<p>第27 有形固定資産の評価方法</p> <p>1 有形固定資産については、その取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額（別添「第9 貸借対照表における表示」<u>条1</u>に規定する減損損失累計額をいう。以下同じ。）を控除した価額をもって貸借対照表価額とする。</p>	<p>独法基準の改訂内容を踏まえ、<u>同様の修正を行う。</u></p>
<p>第33 リース資産の会計処理</p> <p>リース取引に係る会計処理については、リース取引をファイナンス・リース取引とオペレーティング</p>	<p>第29 リース資産の会計処理</p> <p>リース取引に係る会計基準については、リース取引をファイナンス・リース取引とオペレーティング</p>	<p>独法基準の改訂内容を踏まえ、同様の修正を行う。</p>

・リース取引の二種類に分け、ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行い、(新設) かつ、当該ファイナンス・リース取引が損益に与える影響額等を財務諸表に注記する。オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行い、かつ、リース期間の中途において当該契約を解除することができるオペレーティング・リース取引を除き、次に掲げる事項を財務諸表に注記する。(注28)

(1) 貸借対照表日後一年以内のリース期間に係る未経過リース料

(2) 貸借対照表日後一年を超えるリース期間に係る未経過リース料

<注25> リース資産の表示方法について

1 ファイナンス・リース取引とは、リース契約に基づくリース期間の中途において当該契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引で、借り手が、当該契約に基づき使用する物件(以下「リース物件」という。)からもたらされる経済的便益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリース取引をいう。オペレーティング・リース取引とは、ファイナンス・リース取引以外のリース取引をいう。

2 独立行政法人におけるファイナンス・リース取引の会計基準については、独立行政法人が公共性等共通の性格を持ち、一の統一した制度の下に存在するものであって、その比較可能性を考慮した場合、企業会計原則では認められている「通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理」を選択的に認めることは適切ではないことから、通常の売買取引に係る

・リース取引の二種類に分け、ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行い、(新設) かつ、当該ファイナンス・リース取引が損益に与える影響額等を財務諸表に注記する。オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行い、かつ、リース期間の中途において当該契約を解除することができるオペレーティング・リース取引を除き、次に掲げる事項を財務諸表に注記する。(注20)

(1) 貸借対照表日後一年以内のリース期間に係る未経過リース料

(2) 貸借対照表日後一年を超えるリース期間に係る未経過リース料

<注20> リース資産の表示方法について

~~≠~~ ファイナンス・リース取引とは、リース契約に基づくリース期間の中途において当該契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引で、借り手が、当該契約に基づき使用する物件(以下「リース物件」という。)からもたらされる経済的便益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリース取引をいう。オペレーティング・リース取引とは、ファイナンス・リース取引以外のリース取引をいう。

~~≠~~ ~~国立大学法人等におけるファイナンス・リース取引の会計基準については、国立大学法人等が公共性等共通の性格を持ち、一の統一した制度の下に存在するものであって、その比較可能性を考慮した場合、企業会計原則では認められている「通常の賃貸借取引に係る方法に準じた」会計処理を選択的に認めることは適切ではないことから、通常の売買取引に係る~~

企業会計において、所有権移転外ファイナンス・リース取引における「通常の賃貸借取引に係る方法に準じた」会計処理が認められなくなることによる修正

<p>方法に準じた処理を行うものとする。</p>	<p><del>る方法に準じた処理を行うものとする。</del></p>	
<p>第9章 行政サービス実施コスト計算書 第75 表示区分</p> <p>1 行政サービス実施コスト計算書は、コストの発生原因ごとに、業務費用、損益外減価償却相当額、損益外減損損失相当額、<u>(新設) 引当外賞与見積額</u>、引当外退職給付増加見積額、機会費用、(控除) 法人税及び国庫納付額に区分して表示しなければならない。</p>	<p>第9章 国立大学法人等業務実施コスト計算書 第72 表示区分</p> <p>1 国立大学法人等業務実施コスト計算書は、コストの発生原因ごとに、業務費用、損益外減価償却相当額、損益外減損損失相当額、<u>(新設) 引当外賞与増加見積額</u>、引当外退職給付増加見積額、機会費用及び国庫納付額に区分して表示しなければならない。</p>	<p>独法基準の改訂内容を踏まえ、<u>語句訂正の上</u>、同様の修正を行う。</p>
<p>第76 行政サービス実施コスト計算書の様式</p> <p>行政サービス実施コスト計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。</p> <p>・・・</p> <p><u>(新設) IV 引当外賞与見積額</u></p> <p><del>㊦ V</del> 引当外退職給付増加見積額</p> <p><del>㊦ VI</del> 機会費用</p> <p><del>㊦ VII</del> (控除) 法人税等及び国庫納付額</p> <p><del>㊦ VIII</del> 行政サービス実施コスト</p>	<p>第73 国立大学法人等業務実施コスト計算書の様式</p> <p>国立大学法人等業務実施コスト計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。</p> <p>・・・</p> <p><u>(新設) IV 引当外賞与増加見積額</u></p> <p><del>㊦ V</del> 引当外退職給付増加見積額</p> <p><del>㊦ VI</del> 機会費用</p> <p><del>㊦ VII</del> (控除) 国庫納付額</p> <p><del>㊦ VIII</del> 国立大学法人等業務実施コスト</p>	<p>独法基準の改訂内容を踏まえ、<u>語句訂正の上</u>、同様の修正を行う。</p>
<p><u>(第86の次に記載)</u></p> <p><u>(新設) 第87 賞与引当金に係る会計処理</u></p> <p>1 <u>賞与のうち、運営費交付金に基づく収益以外の収益によってその支払財源が手当されることが予定されている部分については、「第17 引当金」により賞与引当金を計上する。</u></p> <p>2 <u>賞与に充てるべき財源措置が翌期以降の運営費交付金により行われることが、中期計画等で明らかにされている場合には賞与引当金は計上しない。なお、</u></p>	<p><u>(第83の次に記載)</u></p> <p><u>(新設) 第84 賞与引当金に係る会計処理</u></p> <p>1 <u>賞与のうち、運営費交付金に基づく収益以外の収益によってその支払財源が手当されることが予定されている部分については、「第17 引当金」により賞与引当金を計上する。</u></p> <p>2 <u>賞与に充てるべき財源措置が翌期以降の運営費交付金により行われることが、中期計画等で明らかにされている場合には賞与引当金は計上しない。なお、</u></p>	<p>独法基準の改訂内容を踏まえ、<u>語句訂正の上</u>、同様の修正を行う。</p>

この場合において、当期の運営費交付金により財源措置が手当されない引当外賞与見積額を貸借対照表の注記において表示するとともに、行政サービス実施コスト計算書に表示する。

この場合において、当期の運営費交付金により財源措置が手当されない引当外賞与見積額を貸借対照表の注記において表示するとともに、引当外賞与増加見積額を国立大学法人等業務実施コスト計算書に表示する。

#### 減損会計基準

##### 第6 減損額の会計処理

<注10> 中期計画等で想定した業務運営を行わなかったことについて

中期計画等で想定した業務運営を行わなかったことについては、固定資産に減損が生じた原因が、独立行政法人が中期計画等の想定範囲内の業務運営を行わなかったこと又は中期計画等の想定範囲外の業務運営を行ったことにより生じたものであることが明確である場合とし、それ以外の場合は、中期計画等で想定した業務運営が行われたものとする。

(新設) 中期計画等で想定した業務運営を行わなかったこと及び想定範囲外の業務運営を行ったことは、例えば、中期計画等で定めた施設の利用促進方策を講じなかったこと等経営上必要な措置を採らなかったため、中期計画等で定めた年間利用予定者数を確保できなかった場合などが該当する。

なお、独立行政法人は、その経営資源を最大限活用して、業務運営の効率化やサービスその他の業務の質の向上に具体的にどのように取り組むか、できる限り定量的な中期計画を設定すべきであり、中期目標で掲げられた目標の水準を更に具体化することも積極的に検討する必要があるとされていることに留意する(独立行政法人の中期目標等の策定指針(平成15年4月18日 特殊法人等改革推進本部事務局)を参照)。

#### 減損会計基準

##### 第6 減損額の会計処理

<注10> 中期計画等で想定した業務運営を行わなかったことについて

中期計画等で想定した業務運営を行わなかったことについては、固定資産に減損が生じた原因が、国立大学法人等が中期計画等の想定範囲内の業務運営を行わなかったこと又は中期計画等の想定範囲外の業務運営を行ったことにより生じたものであることが明確である場合とし、それ以外の場合は、中期計画等で想定した業務運営が行われたものとする。

(新設) 中期計画等で想定した業務運営を行わなかったこと及び想定範囲外の業務運営を行ったことは、例えば、中期計画等で定めた施設の利用促進方策を講じなかったこと等経営上必要な措置を採らなかったため、中期計画等で定めた年間利用予定者数を確保できなかった場合などが該当する。

このため、中期計画等において、できる限り定量的に設定する必要があることに留意する。

国立大学法人等の中期計画の設定については、中期目標を受けて、各国立大学法人等の自主性・自律性に基づき定められるものである点に留意しつつ、独法基準の改訂内容を踏まえた修正を行う。

<p>減損会計基準 第9 貸借対照表における表示</p> <p><del>1 減損が認識された非償却資産及び償却資産である無形固定資産の貸借対照表における表示は、減損処理前の帳簿価額から減損額を直接控除し、控除後の金額をその後の帳簿価額とする形式で行うものとする。</del></p> <p><del>2 減損が認識された償却資産（無形固定資産を除く。）の貸借対照表における表示は、当該資産に対する減損損失累計額を、取得原価から間接控除する形式で行うものとする。（注11）</del></p> <p><u>1 減損が認識された固定資産（無形固定資産を除く）の貸借対照表における表示は、当該資産に対する減損損失累計額を、取得原価から間接控除する形式で行うものとする。（注11）</u></p> <p><u>2 減損が認識された無形固定資産の貸借対照表における表示は、減損処理前の帳簿価額から減損額を直接控除し、控除後の金額をその後の帳簿価額とする形式で行うものとする。</u></p>	<p>減損会計基準 第9 貸借対照表における表示</p> <p><del>1 減損が認識された非償却資産及び償却資産である無形固定資産の貸借対照表における表示は、減損処理前の帳簿価額から減損額を直接控除し、控除後の金額をその後の帳簿価額とする形式で行うものとする。</del></p> <p><del>2 減損が認識された償却資産（無形固定資産を除く。）の貸借対照表における表示は、当該資産に対する減損損失累計額を、取得原価から間接控除する形式で行うものとする。（注11）</del></p> <p><u>1 減損が認識された固定資産（無形固定資産を除く）の貸借対照表における表示は、当該資産に対する減損損失累計額を、取得原価から間接控除する形式で行うものとする。（注11）</u></p> <p><u>2 減損が認識された無形固定資産の貸借対照表における表示は、減損処理前の帳簿価額から減損額を直接控除し、控除後の金額をその後の帳簿価額とする形式で行うものとする。</u></p>	<p>独法基準の改訂内容を踏まえ、同様の修正を行う。</p>
---	---	--------------------------------

### 3. 情報開示の充実

<p>第42 セグメント情報の開示</p> <p>（省略）</p> <p><del>≪注39≫ &lt;注36&gt;セグメント情報の開示について</del></p> <p><del>1 独立行政法人においても、その業務の内容が多岐にわたる場合、説明責任の観点から、その業務ごとのセグメントに係る財務情報を開示する必要がある。</del></p> <p><u>独立行政法人は、業績評価のための情報提供等に</u></p>	<p>第39 セグメント情報の開示</p> <p>（省略）</p> <p>&lt;注33&gt;セグメント情報の開示について</p> <p><del>1 国立大学法人等においても、その業務の内容が多岐にわたる場合、説明責任の観点から、その業務ごとのセグメントに係る財務情報を開示する必要がある。</del></p> <p><u>国立大学法人等は、業績評価のための情報提供</u></p>	<p>国立大学法人におけるセグメント情報の開示に係る取扱いは、独立行政法人と同一でないため、第3項については対応は不要。</p>
--	---	--

る国民その他の利害関係者に対する説明責任を果たす観点から、その業務の内容が多岐にわたる場合、区分及び開示内容について企業会計で求められるよりも詳細なセグメントに係る財務情報を開示することが求められる。

2 ~~また~~ このため、開示すべき情報についても、~~国民その他の利害関係者に対する説明責任を果たすため~~、主要な資産項目、主要な事業費用及び (新設) 主要な事業収益 (国又は地方公共団体による財源措置等を含む。) の内訳を積極的に開示する必要がある。

3 セグメントの区分については、~~一律かつ統一的に設定することは逆にその意味を失わせることにもなりかねないため~~ 区分経理によるもののほか、運営費交付金に基づく収益以外の収益の性質や複数の業務を統合した法人における業務の区分を参考にしつつ、(新設) 例えば、施設の機能別セグメント、研究分野別セグメントなど、各法人において個々に定めていくこととする。

等による国民その他の利害関係者に対する説明責任を果たす観点から、その業務の内容が多岐にわたる場合、区分及び開示内容について企業会計で求められるよりも詳細なセグメントに係る財務情報を開示することが求められる。

2 ~~また~~ このため、開示すべき情報についても、~~国民その他の利害関係者に対する説明責任を果たすため~~、主要な資産項目、主要な事業費用及び (新設) 主要な事業収益 (国又は地方公共団体による財源措置等を含む。) の内訳を積極的に開示する必要がある。

3 セグメントの区分については、運営費交付金に基づく収益以外の収益の性質や複数の業務を統合した法人における業務の区分を参考にしつつ、各国立大学法人等において個々に定めていくこととする。ただし、比較可能性の確保の観点から、一定のセグメント情報については、全ての国立大学法人等において共通に開示する必要がある。

#### 第80 運営費交付金の会計処理

~~≪注50≫~~ <注55> 運営費交付金の会計処理について

2 運営費交付金の収益化については、具体的には以下のような考え方によるものとする。

(1) 中期計画及びこれを具体化する年度計画等において、一定の業務等と運営費交付金との対応関係が明らかにされている場合には、当該業務等の達成度に応じて、財源として予定されていた運営費交付金債務の収益化を進行させることができる。例えば、一定のプロジェクトの実施 (新設) (未了のプロジェクトについて投入費用に対応して業務の達成度を測定する方法を含む。) や退職一時金の支払について、交付金財源との対応関係が明らかにされている場合等

#### 第77 運営費交付金等の会計処理

<注50> 運営費交付金等の会計処理について

2 運営費交付金及び授業料の収益化については、具体的には以下の考え方によるものとする。

(1) 国立大学法人等における教育研究という業務の実施に関しては、一般に進行度の客観的な測定が困難であるため、中期計画及びこれを具体化する年度計画等において、業務の実施と運営費交付金及び授業料財源とが期間的に対応しているものとして、一定の期間の経過を業務の進行とみなし、運営費交付金及び授業料債務を収益化することを原則とする。

(新設) なお、運営費交付金については、中期計画及びこれを具体化する年度計画等において、一定の

独立行政法人とは異なり、国立大学法人は、運営費交付金債務を原則として期間進行基準により収益化することとしているが、原則以外の取扱いについて明瞭化するため、取扱いを明示する。

<p>がこれに該当する。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 上記(1)、(2)のような業務と交付金との対応関係が示されない場合には、運営費交付金債務は、業務のための支出額を限度として収益化するものとする。</p> <p>この場合に別途用途が特定されない運営費交付金に基づく収益以外の収益がある場合には、運営費交付金債務残高と当該収益とで財源を按分して支出されたものとみなす等の適切な処理を行い、運営費交付金の収益化を行うものとする。</p> <p><u>(新設) なお、当該収益化の考え方を採用した理由を、&lt;注55&gt;「重要な会計方針の開示について」第2項(1)「運営費交付金収益の計上基準」に、注記しなければならない。</u></p> <p>(以下省略)</p>	<p><u>業務等との対応関係が明らかにされている場合には、当該業務等の達成度に応じて、財源として予定されていた運営費交付金債務を収益化を進行させることができる。例えば、一定のプロジェクトの実施（未了のプロジェクトについて投入費用に対応して業務の達成度を測定する方法を含む。）や、財源措置上、業務と交付金財源との対応関係が明らかにされている場合等がこれに該当する。</u></p>	
<p>第<del>123</del><u>125</u> 関連公益法人等の範囲</p> <p><del>4 次に掲げる場合は、関連公益法人等に該当しないものとする。</del></p> <p><del>(1) 独立行政法人の役職員の福利厚生を目的として設立されている公益法人等であって、上記2(2)に該当しない場合</del></p> <p><del>(2) 独立行政法人が交付する助成金等の収入が事業収入の三分の一を占めることにより、上記2(2)に該当することとなるが、上記2の(1)、(3)及び(4)に該当しない公益法人等であって、当該助成金等が、独立行政法人の審査に付された上で、継続的、恒常的でない形態で交付される場合</del> <u>(新設) は、関連公益法人等に該当しないものとする。</u></p>	<p>第<del>113</del><u>114</u> 関連公益法人等の範囲</p> <p><del>4 次に掲げる場合は、関連公益法人等に該当しないものとする。</del></p> <p><del>(1) 国立大学法人等の役員及び教職員の福利厚生を目的として設立されている公益法人等であって、2(2)に該当しない場合</del></p> <p><del>(2) 国立大学法人等が交付する助成金等の収入が事業収入の3分の1を占めることにより、2(2)が該当することとなるが、2(1)、(3)及び(4)に該当しない公益法人等であって、当該助成金等が、国立大学法人等の審査に付された上で、継続的、恒常的でない形態で交付される場合</del> <u>(新設) は、関連公益法人等に該当しないものとする。</u></p>	<p>独法基準の改訂内容を踏まえ、同様の修正を行う。</p>
<p>第<del>124</del><u>126</u> 連結財務諸表の附属明細書</p>	<p>第<del>113</del><u>115</u> 連結財務諸表の附属明細書</p>	<p>独法基準の改訂内容を踏まえ、同様の修正を行う。</p>

<p>(2) 特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の財務状況 ア (省略) イ 関連公益法人等の当該事業年度の、貸借対照表に計上されている資産、負債及び正味財産の額、<u>(新設) 正味財産増減計算書に計上されている当期正味財産増減額、正味財産期首残高及び正味財産期末残高 (一般正味財産増減の部、指定正味財産増減の部に区分したうえ、各々収益と費用に区分し、収益には内訳で受取補助金等 (国、独立行政法人、特殊法人及び地方公共団体の補助金等) とその他の収益の金額を記載する。)</u> 並びに収支計算書に計上されている当期収入合計額、当期支出合計額及び当期収支差額</p> <p>(4) 特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等との取引の状況 ア (省略) イ (省略) ウ 特定関連会社及び関連会社の総売上高並びに関連公益法人等の事業収入の金額とこれらのうち独立行政法人の発注等に係る金額及びその割合 <u>(新設) (内訳で、競争契約、企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額及び割合を記載する。ただし、内訳には、予定価格が国の基準 (予算決算及び会計 (昭和22年勅第165号) 令第99条に定める基準) を超えないものは含めない。)</u></p>	<p>(2) 特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の財務状況 ア (省略) イ 関連公益法人等の当該事業年度の貸借対照表に計上されている資産、負債及び正味財産の額、<u>(新設) 正味財産増減計算書に計上されている当期正味財産増減額、正味財産期首残高及び正味財産期末残高 (一般正味財産増減の部、指定正味財産増減の部に区分したうえ、各々収益と費用に区分し、収益には内訳で受取補助金等 (国、国立大学法人等、特殊法人及び地方公共団体の補助金等) とその他の収益の金額を記載する。)</u> 並びに収支計算書に計上されている当期収入合計額、当期支出合計額及び当期収支差額</p> <p>(4) 特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等との取引の状況 ア (省略) イ (省略) ウ 特定関連会社及び関連会社の総売上高並びに関連公益法人等の事業収入の金額とこれらのうち国立大学法人等の発注等に係る金額及びその割合 <u>(新設) (内訳で、競争契約、企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額及び割合を記載する。ただし、内訳には、予定価格が国の基準 (予算決算及び会計 (昭和22年勅第165号) 令第99条に定める基準) を超えないものは含めない。)</u></p>	
<p><del>第126</del> <u>127</u> 連結セグメント情報の開示 (省略) &lt;注 <del>85</del> <u>83</u>&gt; 連結セグメント情報の開示について 1 <del>連結法人においても、その業務の内容が多岐にわたる場合、説明責任の観点から、その業務ごとのセ</del></p>	<p><del>第116</del> <u>116</u> 連結セグメント情報の開示 (省略) &lt;注70&gt; 連結セグメント情報の開示について 1 <del>連結法人においても、その業務の内容が多岐にわたる場合、説明責任の観点から、その業務ごとのセ</del></p>	<p><u>独法基準の改訂内容を踏まえ、セグメント情報の開示については、独法基準と同様の修正とし、セグメント区分については、国立大学法人等における現状を踏まえ、個別財務諸</u></p>



~~セグメントに係る財務情報を開示する必要がある。~~ 国立行政法人は、業績評価のための情報提供等による国民その他の利害関係者に対する説明責任を果たす観点から、その業務の内容が多岐にわたる場合、区分及び開示内容について企業会計で求められるよりも詳細なセグメントに係る財務情報を開示することが求められる。

2 ~~またこのため、開示すべき情報についても、国民その他の利害関係者に対する説明責任を果たすため、~~ 連結法人の主要な資産項目、主要な事業費用（新設）及び主要な事業収益（国又は地方公共団体による財源措置等を含む。）の内訳等を積極的に開示する必要がある。

3 ~~セグメントの区分については、一律かつ統一的に設定することは逆にその意味を失わせることにもなりかねないため~~ （新設）区分経理によるもののほか、運営費交付金に基づく収益以外の収益の性質や複数の業務を行っている連結法人の業務区分を参考にしつつ、（新設）例えば、施設の機能別セグメントなど、個々に定めていくこととする。

~~セグメントに係る財務情報を開示する必要がある。~~ 国立大学法人等は、業績評価のための情報提供等による国民その他の利害関係者に対する説明責任を果たす観点から、その業務の内容が多岐にわたる場合、区分及び開示内容について企業会計で求められるよりも詳細なセグメントに係る財務情報を開示することが求められる。

2 ~~またこのため、開示すべき情報についても、国民その他の利害関係者等に対する説明責任を果たすため、~~ 連結法人の主要な資産項目、主要な事業費用（新設）及び主要な事業収益（国又は地方公共団体による財源措置等を含む。）の内訳等を積極的に開示する必要がある。

3 ~~セグメントの区分については、一律かつ統一的に設定することは逆にその意味を失わせることにもなりかねないため~~ （新設）国立大学法人等の個別財務諸表におけるセグメント情報を基礎とし、関係法人の業務内容を勘案して、運営費交付金や補助金等に基づく収益以外の収益の性質や複数の業務を行っている連結法人の業務区分を参考にしつつ、個々に定めていくこととする。

表におけるセグメント情報を基礎とすることとして修正を行う。